

八代市総合観光パンフレット制作業務仕様書

1. 業務名

八代市総合観光パンフレット制作業務

2. 業務目的

現行の八代市総合観光パンフレット「きなっせやつしろ」は、増刷の度に一部改訂を行ってきたが、初版から10年以上が経過している。

また、TSMCの熊本進出や大型クルーズ船の寄港に伴うインバウンド需要の増加によって、多言語需要も高まってきている。

このため、現行の八代市総合観光パンフレットを全面的にリニューアルし、最新の本市の魅力や観光情報を分かりやすく掲載するとともに、インバウンドにも対応可能なものとして、現在の市場ニーズ等を的確に捉えた観光パンフレットを作成することを目的とする。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年1月末までとする。

4. 業務内容等

- (1) パンフレット制作に係る企画立案、構成、デザイン、取材、写真撮影、印刷、製本等の一切の業務を行うこと。ただし、時期等の都合により入手困難な写真等がある場合は、委託者が所有する写真等を使用することができる。
- (2) 受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。受託者は、委託者から修正および変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。
- (3) 受託者は、契約金額の範囲において独自提案を積極的に行うこと。

5. パンフレットの内容・コンセプト

- (1) 観光集客用として「八代市を知らない・訪れたことのない人」が思わず手に取りたくなる、実際に訪れてみたくなるようなものであること。
- (2) 八代市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、理解しやすいものであること。
- (3) 見やすく工夫された地図（市全体地図、各地区詳細地図）を掲載し、市内の位置関係等を視覚的に理解できるようにすること。
- (4) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したものであること。
- (5) QRコード等を活用し、公式HP等のインターネットサイトへ誘導できるものであること。

6. パンフレットの仕様・規格

(1) 仕様

日本語版の他に、英語版、中国語（繁体字）版、中国語（簡体字）版、韓国語版を制作するものとし、一冊につき一言語表示とする。また、日本語版以外の多言語パンフレットは印刷せず、電子データのための納品とする。

(2) 規格

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (ア) 日本語版 | : A4版、両面フルカラー、28ページ程度、中綴じ、マット紙約70kg |
| (イ) 英語版 | : A4版、フルカラー、28ページ程度、中綴じ |
| (ウ) 中国語（繁体字）版 | : (イ) 英語版と同様 |
| (エ) 中国語（簡体字）版 | : (イ) 英語版と同様 |
| (オ) 韓国語版 | : (イ) 英語版と同様 |

7. 成果品

成果品として、次のものを納品すること。

- (1) 印刷物 日本語版：20,000部
- (2) 電子データ パンフレットのPDFデータ、AIデータ、及び制作に使用した写真・画像

8. 留意事項

(1) 特記事項

- ア パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- イ 本業務により作成されるデザイン、写真等全ての著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。ただし、委託者が使用を許可した場合、受託者は本業務により作成されるデザイン、写真等を使用することができる。
- ウ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする。
- エ 成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- オ 受託者は、モデル等を使用する場合は、肖像権に関する問題が発生しないよう措置を行うものとし、期限を定めず複数年にわたり当該パンフレットを使用することについて許諾を得ておくとともに、増刷を行う場合などに委託者が新たな金銭的要求を受けることが無いようにすることとする。

(2) 納品場所

熊本県八代市松江城町1-25 八代市 経済文化交流部 観光振興課

(3) その他

- ア 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- イ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。
- ウ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議のうえ決定する。